

# 目標設定型排出量取引制度における 森林吸収クレジット\*算定ガイドライン

\*森林吸収クレジットとは、

埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針別表第5 2

(6)の「森林による二酸化炭素吸収量」をいう。

2023（令和5）年12月

埼玉県環境部

## 目 次

<b>第1部 はじめに</b> .....	1
1 本ガイドラインの概要.....	1
2 本ガイドラインの位置付けと構成.....	1
(1) 本ガイドラインの位置付け.....	1
(2) 本ガイドラインの構成.....	2
<b>第2部 森林吸収量の算定方法等</b> .....	3
<b>第1章 森林吸収クレジットを算定できる森林吸収量</b> .....	3
1 活用できる森林吸収量の種類.....	3
2 環境価値の重複利用の回避.....	4
(1) 他制度との重複回避.....	4
<b>第2章 森林吸収クレジットの算定方法等</b> .....	5
1 埼玉県森林CO <sub>2</sub> 吸収量認証制度.....	6
(1) 活用できる森林吸収量.....	6
(2) 発行される森林吸収クレジットの量.....	6
(3) 森林吸収クレジットの発行対象となる埼玉県森林CO <sub>2</sub> 吸収量認証書の発行期間.....	6
(4) 吸収量の認証方法.....	7
(5) 森林吸収量認証の申請方法.....	7
2 カーボンオフセット・クレジット認証制度.....	8
(1) 活用できる森林吸収量.....	8
(2) 発行される森林吸収クレジットの量.....	8
(3) 森林吸収クレジットの発行対象となるCO <sub>2</sub> 吸収量認証書の発行期間.....	8
(4) 吸収量の認証方法.....	9
(5) 森林吸収量認証の申請方法.....	9

A号様式 森林吸収量認証申請書

B号様式 森林吸収量認証（否認）通知書

凡例

下線 : 今回（令和5年1月）改正部分

## 第1部 はじめに

### 1 本ガイドラインの概要

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

また、制度の基盤となる「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成・提出等を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度においては、目標達成の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。

森林吸収クレジットは、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（以下「指針」という。）別表第5-2(6)に森林による二酸化炭素吸収量として規定されており、森林の整備・保全によるCO<sub>2</sub>吸収量の増加量を取引によって県内の本制度対象事業所（以下「大規模事業所」という。）の目標達成に利用できる。

本ガイドラインは、森林吸収クレジットを、一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載したものである。

### 2 本ガイドラインの位置付けと構成

#### (1) 本ガイドラインの位置付け

本制度では、排出量取引により、他事業所の目標設定ガス（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）の削減量及び環境価値を目標設定ガスの削減量に換算した量である次の6種類の量を取得して、目標達成に充当することができる。

- ・ 超過削減量（本制度の対象となる事業所が、削減目標量を超えて削減した量）
- ・ 県内中小クレジット（県内の中小規模事業所が削減した量）
- ・ 県外クレジット（県外の事業所が削減した量）
- ・ 再エネクレジット（電気等の環境価値を削減量に換算した量）
- ・ 森林吸収クレジット（森林の整備・保全による CO<sub>2</sub> 吸収増加量）
- ・ 東京連携クレジット（東京都総量削減義務と排出量取引制度の超過削減量及び都内中小クレジット）

本ガイドラインは、上記のうち、森林吸収クレジットの量の算定方法及び認証申請方法について定めるものである。

## （2） 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの概要及び位置付けについて記載したものである。

第2部は、本制度で定める方法により算定される森林吸収クレジットの算定方法等について示したものである。

第1章では、森林吸収クレジットの対象となる種類及び重複回避について記載している。

第2章では、森林吸収クレジットの発行を受けるために必要な申請方法について記載している。

## 第2部 森林吸収量の算定方法等

森林吸収クレジットの発行を受けるためには、一定の基準に基づき算定された森林による二酸化炭素吸収量（以下、「森林吸収量」という。）について認証を受ける必要がある。

### 第1章 森林吸収クレジットを算定できる森林吸収量

#### 1 活用できる森林吸収量の種類

本制度において、森林吸収クレジットを算定できる森林吸収量は、植栽、間伐等の森林整備・保全活動により増加した森林による二酸化炭素吸収量で、かつ、以下の認証を取得したものとする。

- ア 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証制度において認証されたCO<sub>2</sub>吸収量
- イ オフセット・クレジット（J-VER）制度及び都道府県J-VER制度において認証・発行されたクレジットのうち、以下の方法論で実施されたプロジェクトにより発行されたもの。
  - ①森林経営活動によるCO<sub>2</sub>吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
  - ②森林経営活動によるCO<sub>2</sub>吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)  
(プロジェクト期間の開始が2002(平成14)年4月1日以降のプロジェクトに限る。)
  - ③植林活動によるCO<sub>2</sub>吸収量の増大
- ウ J-クレジット制度において認証・発行されたクレジットのうち、以下の方法論で実施されたプロジェクトにより発行されたもの。
  - ①森林経営活動
  - ②植林活動
  - ③再造林活動

#### オフセット・クレジット（J-VER）制度及び都道府県J-VER制度

オフセット・クレジット（J-VER）制度及び都道府県J-VER制度は、平成25年度に国内クレジット制度と発展的に統合しJ-クレジット制度として開始した。

オフセット・クレジット（J-VER）制度及び都道府県J-VER制度において認証・発行されたクレジット（上記要件に該当するものに限る）については、第2削減計画期間まで森林吸収クレジットとして発行が可能である。

## 2 環境価値の重複利用の回避

### (1) 他制度との重複回避

1 ア～ウで示した認証制度以外の制度等において既に吸収量が認証された森林管理活動については、原則として森林吸収クレジットの発行対象とはならない。

各認証制度における利用制限や二重使用の禁止等については、各制度の定めに従い、適切に対応すること。

#### 埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証制度における CO<sub>2</sub> 吸収量認証

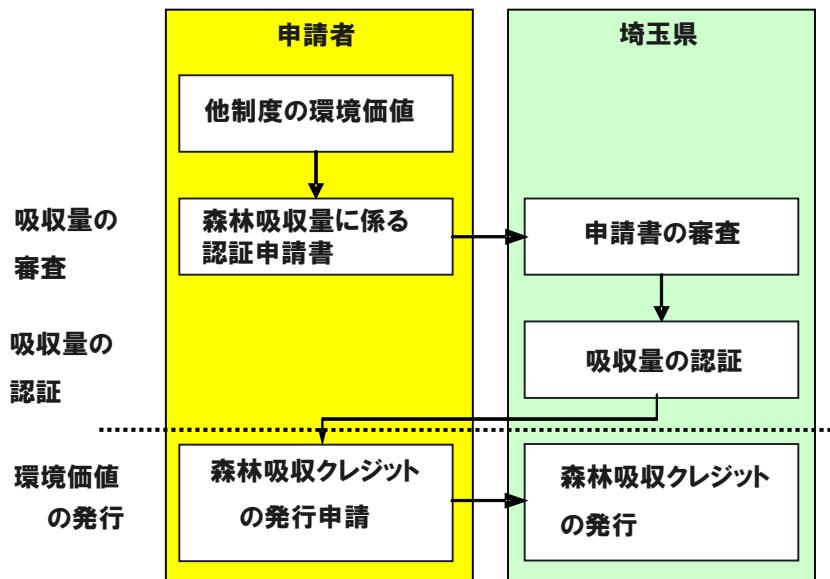
埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証制度においては、主に森林管理者が県と森づくり協定を結んでいる場合に、CO<sub>2</sub> 吸収量の認証書が発行される。

同制度では、認証書を他者に譲渡・販売することを禁止しているため、認証書は取得した者が自らの事業所の削減量として利用することのみが可能となっている（同制度で認証された森林吸収クレジットについては、自らの目標達成への充当のみが可能となり、他者との取引（譲渡・販売）はできないので注意が必要）。

## 第2章 森林吸収クレジットの算定方法等

森林吸収クレジットを発行するための全体のフローは、他制度において認証を受けていることを前提に、埼玉県の認証（森林吸収量の認証）、森林吸収クレジットの発行の2段階に大別される。

なお、森林吸収クレジットは、現時点では、他制度の基準に基づき認証を受けている環境価値を対象としているため、登録検証機関による検証は不要であるが、森林吸収クレジットに変換可能な吸収量について、埼玉県の認証を受ける必要がある（森林吸収クレジットの発行申請の手続きについては、「目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン（以下、「排出量取引運用ガイドライン」という。）」を参照すること。）。



また、森林吸収量認証の対象となる期間の単位は、一年度（4月1日から3月31日まで）ごとを原則とし、四半期ごとに細分化するなど、事業者が任意で設定することはできない。ただし、吸収の開始が年度の途中の場合、年度の途中で認証を終了したためその日以降は認証を受けない場合等については、それぞれ当該開始の日から3月31日まで、4月1日から当該終了の日までとなる。

## 1. 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証制度

### (1) 活用できる森林吸収量

埼玉県が認証（発行）した埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量を本制度において、森林吸収クレジットとして利用できる。

埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証量について、森林吸収クレジットに変換可能な吸収量の認証の申請を行い、本制度の森林吸収クレジットを発行するよう申請できる者は、当該認証量に係る埼玉県 CO<sub>2</sub> 森林吸収量認証書の所有者であって、かつ、本制度対象事業者（以下、「大規模事業者」という。）であるものに限る。

### (2) 発行される森林吸収クレジットの量

発行される森林吸収クレジットの量は、次の式を用いて算定する。

$$\text{森林吸収クレジット (t-CO}_2\text{)} = \text{埼玉県森林 CO}_2\text{吸収量認証書の認証森林吸収量 (t-CO}_2\text{)} \times 1.5$$

※ 1t-CO<sub>2</sub> 未満は切り捨てる。

### (3) 森林吸収クレジットの発行対象となる埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証書の発行期間

森林吸収クレジットとして、当該削減計画期間に充当できる埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証書は、次のどちらかに該当するものとする。ここで、埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証書の「発行日」とは、原則として「認証書の発行日」のことを指す。

ア 直前の削減計画期間から当該削減計画期間までの間の日が発行日となっている  
埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証書（直前の削減計画期間の開始以前に実施された森林管理により吸収したものも含む。）

イ 直前の削減計画期間から当該削減計画期間までの間に吸収された量に由来する  
埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証書

平成 23 年度から始まる第 1 削減計画期間に森林吸収クレジットに変換して充当できる埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証量は、当該削減計画期間の終了年度（平成 26 年度）までに発行されたもの（平成 20 年 3 月末日以前に吸収した量を含む。）又は平成 20 年 4 月から当該削減計画期間の終了年度（平成 26 年度）までに吸収された量に由来するものの、どちらかに該当するものとなる。平成 20 年 3 月末日以前に吸収された量は、平成 27 年度から始まる第 2 削減計画期間以降には充当できない。

#### (4) 吸収量の認証方法

実施された森林管理内容及び森林吸収認証量の大きさを、認証の対象となる発行済の埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証書等で確認する。

また、認証書の有効期限や使用状況等を確認し、期限内であること、二重利用となることを確認する。

#### (5) 森林吸収量認証の申請方法

埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証書について森林吸収量の認証を受けるためには、「森林吸収量認証申請書」(A号様式)を作成し、必要書類とともに埼玉県に提出すること。(認証後の森林吸収クレジット発行の申請については、排出量取引運用ガイドラインを参照すること。)

申請のあった森林吸収量について、埼玉県は吸収量の認証又は否認の結果を「森林吸収量認証（否認）通知書」(B号様式)により、申請者に通知する。

##### 1. 森林吸収量認証申請書

- ・ 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証書の最終所有者の情報
  - 申請者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び連絡先
- ・ 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証書等の情報（認証に係る申請書・森づくり協定内容等）
  - 認証対象年度
  - CO<sub>2</sub>吸収量
  - 森林の所在
  - 森林の種類
  - 森林の面積
  - 認証内容の有効期間
  - 発行年月日

##### 2. その他必要書類

- ・ 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証書（原本）
- ・ 重複利用でないことがわかる根拠資料
  - 使用目的（用途）が1章で記した条件を満たしていること
  - 重複利用を行っていないことに関する誓約書

※ 押印不要の書類について、提出の真意や内容の真正性等の確認の観点から、埼玉県から申請者等に問合せ又は追加書類提出の依頼等を行う場合がある。

## 2. カーボンオフセット・クレジット認証制度

### (1) 活用できる森林吸収量

活用できる森林吸収量は、オフセット・クレジット（J-VER）制度、都道府県 J-VER 制度又は J-クレジット制度において認証・発行されたクレジットのうち、森林経営活動、植林活動又は再造林活動により発行されたクレジット（使用目的（用途）が、大規模事業所が本制度の目標達成に利用することが明確になっているものに限る）（以下「J-クレジット等」という。）である。

J-クレジット等について、森林吸収クレジットに変換可能な吸収量の認証の申請を行い、森林吸収クレジットを発行するよう申請できる者は、大規模事業者であるものに限る。

### (2) 発行される森林吸収クレジットの量

発行される森林吸収クレジットの量は、次の式を用いて算定する。

$$\text{森林吸収クレジット (t-CO}_2\text{)} = \text{J-クレジット等の量 (t-CO}_2\text{)} \times \text{係数 (1.0 又は 1.5)}$$

※ 1t-CO<sub>2</sub>未満は切り捨てる

#### ア 係数が 1.5（森林吸収クレジットの量が 1.5 倍に算定される）の場合

埼玉県内における森林管理により増大した森林吸収量に係る J-クレジット等による森林吸収クレジットの発行の際には、1.5 倍分に算定する。すなわち、これらによる CO<sub>2</sub> 吸収量が 100t-CO<sub>2</sub> であれば、発行を行う際に 150t-CO<sub>2</sub> 相当量とみなすことである。

#### イ 係数が 1.0（森林吸収クレジットの量が 1.0 倍に算定される）の場合

埼玉県外における森林管理により増大した森林吸収量に係る J-クレジット等による森林吸収クレジットの発行の際には、1.0 倍分に算定する。すなわち、これらによる CO<sub>2</sub> 吸収量 100t-CO<sub>2</sub> は、発行を行う際に 100t-CO<sub>2</sub> で変化しない。

### (3) 森林吸収クレジットの発行対象となる CO<sub>2</sub> 吸収量認証書の発行期間

森林吸収クレジットとして、当該削減計画期間に充当できる J-クレジット等は、次のどちらかに該当するものとする。ここで、J-クレジット等の「発行日」とは、原則として「J-クレジット等の発行日」のことを指す。

ア 直前の削減計画期間から当該削減計画期間までの間の日が発行日となっている  
J-クレジット等（直前の削減計画期間の開始以前に実施された森林管理により  
吸収したものと含む。）

イ 直前の削減計画期間から当該削減計画期間までの間に吸収された量に由来する  
J-クレジット等

平成 23 年度から始まる第 1 削減計画期間に森林吸収クレジットに変換して充当できる  
J-クレジット等は、平成 20 年 4 月から当該削減計画期間の終了年度（平成 26 年度）  
までに発行されたもの（平成 20 年 3 月末日以前に吸収した量を含む。）又は平成 20 年  
4 月から当該削減計画期間の終了年度（平成 26 年度）までに吸収された量に由来する  
ものの、どちらかに該当するものとなる。平成 20 年 3 月末日以前に吸収された量は、  
平成 27 年度から始まる第 2 削減計画期間以降には充当できない。

#### （4） 吸収量の認証方法

実施された森林管理内容及び森林吸収認証量の大きさを、認証の対象となる発行済  
の J-クレジット等の認証書等で確認する。

また、各認証の有効期限や使用状況等を確認し、期限内であること、二重利用とな  
らないことを確認する。

#### （5） 森林吸収量認証の申請方法

J-クレジット等について森林吸収量の認証を受けるためには、「森林吸収量認証申請  
書」（A 号様式）を作成し、以下に示す必要書類とともに埼玉県に提出すること（認証  
後の森林吸収クレジット発行の申請については、排出量取引運用ガイドラインを参照  
すること。）。

申請のあった森林吸収量について、埼玉県は吸収量の認証又は否認の結果を「森林  
吸収量認証（否認）通知書」（B 号様式）により、申請者に通知する。

1. 森林吸収量認証申請書

- ・ 大規模事業者の情報
  - 申請者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び連絡先
- ・ J-クレジット等の情報（プロジェクト計画等）
  - 実施した森林管理の方法
  - 森林の面積
  - 対象となる森林の場所
  - 認証吸収量
  - 吸収対象期間、発行年月日、有効期限
  - シリアル番号等（発行機関が発行したシリアル番号等）

2. その他必要書類

- ・ J-クレジット等の使用目的（用途）が申請者の大規模事業所の目標達成に利用することを示す書類等
  - 無効化申請書等
- ・ 重複利用でないことがわかる根拠資料
  - 重複利用を行っていないことに関する誓約書

※ 押印不要の書類について、提出の真意や内容の真正性等の確認の観点から、埼玉県から申請者等に問合せ又は追加書類提出の依頼等を行う場合がある。

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

申請者

住 所

氏 名

〔 法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地 〕

### 森林吸収量認証申請書

埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針別表第5 2(6)の「森林による二酸化炭素吸収量」について、目標設定型排出量取引制度における森林吸収クレジット算定ガイドラインの規定により、次のとおり森林吸収量に関する認証を申請します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所番号		
森林による二酸化炭素吸収量の対象となる森林吸収量	埼玉県森林CO <sub>2</sub> 吸収量認証制度	t-CO <sub>2</sub>
	カーボンオフセット・クレジット認証制度	t-CO <sub>2</sub>
連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
	備考	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

申請者の住所	
申請者の氏名	

## 1 森林吸収量の詳細

(1)	実施した森林 管 理 の 方 法					
	実施した森林 管 理 の 方 法	面 積				
	有 効 期 限	発 行 年 月 日		認 証 吸 収 量		
	対象となる森 林 の 場 所				使 用 用 途	
	吸 収 期 間	年度 ~				
	シリアル番号等	~				
(2)	実施した森林 管 理 の 方 法					
	実施した森林 管 理 の 方 法	面 積				
	有 効 期 限	発 行 年 月 日		認 証 吸 収 量		
	対象となる森 林 の 場 所				使 用 用 途	
	吸 収 期 間	年度 ~				
	シリアル番号等	~				
(3)	実施した森林 管 理 の 方 法					
	実施した森林 管 理 の 方 法	面 積				
	有 効 期 限	発 行 年 月 日		認 証 吸 収 量		
	対象となる森 林 の 場 所				使 用 用 途	
	吸 収 期 間	年度 ~				
	シリアル番号等	~				
(4)	実施した森林 管 理 の 方 法					
	実施した森林 管 理 の 方 法	面 積				
	有 効 期 限	発 行 年 月 日		認 証 吸 収 量		
	対象となる森 林 の 場 所				使 用 用 途	
	吸 収 期 間	年度 ~				
	シリアル番号等	~				

(注) 森林吸収クレジット算定ガイドラインに規定する書類を添付すること。なお、当該書類の右上に、通し番号を記入すること。

## 森林吸収量認証（否認）通知書

第 年 月 号  
日

様

埼玉県知事

印

年　月　日付けで申請のあった、森林吸収量の認証申請については、目標設定型排出量取引制度における森林吸収クレジット算定ガイドラインの規定により次とおり決定したので通知します。

申請者の氏名		
申請者の所在地		
大規模事業所の名称		
大規模事業所の所在地		
事業所番号		
審査結果	1 次のとおり認証します。	
	埼玉県森林CO <sub>2</sub> 吸収量 認証制度	
	カーボンオフセット・ クレジット認証制度	
2 次の理由により、申請された内容では認証できません。	否認の 理 由	
備考		